

金融検査マニュアル廃止と 債務者区分の取扱い

●特別企画●



金 融庁は、金融機関の融資が財務面や担保・保証に依存する根拠になっているとして、「金融検査マニュアル」を平成30年度終了後に廃止する予定だ。債務者区分判定の拠り所となっていた金融検査マニュアルの廃止は、金融機関に対して大きな影響を及ぼすことだろう。そこで本特別企画では、そもそも金融検査マニュアルとは何か、廃止で自己査定や融資先管理はどう変わっていくのか——Q & Aで明らかにしていく。

●執筆●

Q1・2 **大内 修** (金融コンサルタント)

Q3~6 **三好 悠** (金融業務アドバイザー&コンサルタント)

Q1

**金融検査マニュアルって何？
そこには一体
どんなことが書かれているの？**



A 金融検査マニュアル(以下、検査マニュアル)は検査官が金融機関経営全般の健全性を検査する際に用いる手引書として、金融庁が1999年7月に制定、「経営管理編」「リスク管理等編」で成り立っている。

中核は「リスク管理等編」にあり、主としてバブル期の不良債権処理や引当強化を目的に、これまで金融機関ごとにまちまちだった債権の償却・引当に関する基準を統一した。

具体的には「債権の査定に当たっては、①債務者の財務内容、信用格付業者による格付等に基づき債務者区分(正常先、

要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)し、②そのうえで、資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ分類(回収の危険性がない債権等をⅠ分類、回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等をⅡ分類、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、その損失額の合理的な推計が困難な債権等をⅢ分類、回収不可能または無価値と判定される債権等をⅣ分類)する」よう詳細かつ厳格に定めている。

検査官は、この検査マニュアルに基づき金融機関への厳しい検査を繰り返し実施。その結果、金融機関ごとに異なってい

た同一取引先に対する債務者区分、分類、引当・償却は統一され、長年の懸案であった不良債権処理問題は解決に向け大きく前進し、一段落した。

複数の中小・零細企業が 低位に区分されることに

一方、その過程で、財務内容は脆弱ながらも事業を健全に営んでいる多くの中小・零細企業の債務者が、正常先下位や要注意先等低位に区分されることになった。引当金の増強しを回避したい金融機関はこぞって該当する取引先に対し、貸出金を信用保証協会の保証付きへシフトさせるとともに、債権残高を減少させようと「貸し渋り・貸し

はがし」に走った。

こうした事態に対処するため金融庁は2002年6月、「中小企業等の債務者区分においては、財務面における代表者等との一体性、企業の技術力、販売力や経営者本人の信用力等を検査の際にきめ細かく検証する必要がある」とし、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を制定した。

しかし、多くの中小・零細企業の債務者区分は十分に適正化されなかったため、09年12月に「中小企業金融円滑化法」を施行。要注意先等に区分されたこれらの債権が不良債権に該当しないとする救済措置がとられることになった。同法は13年3月に期限を迎えたが、当局は引き続き同様の措置を継続するよう指導し、今日に至っている。

POINT

金融機関を検査する際の手引書で貸出債権の分類方法などを記載